

条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 20 年度

条 例 名		職員の分限に関する条例		
条 例 番 号		昭和 26 年神奈川県条例第 53 号	法 規 集	第 2 編第 7 章
所 管 部 局 室 課		総務部人事課		
条 例 の 概 要		地方公務員法の規定に基づき、職員の意に反する休職及び降給の事由、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果並びに職員の失職の例外に関し定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容		備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	地方公務員法第 27 条第 2 項並びに第 28 条第 3 項及び第 4 項に基づき、職員の意に反する休職及び降給の事由等に関し規定するものであり、必要な条例である。		
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	地方公務員法の規定に基づき、職員の意に反する休職及び降給の事由等に関し、必要な事項を定めたものとして、現行の内容で有効に機能している。		分限処分の状況 H18 年度末休職者 179 名（全任命権者）
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	地方公務員法の規定に基づき、職員の意に反する休職及び降給の事由等に関し、必要な事項を限定的に定めたものであり、効率的である。		
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	地方公務員法の規定に基づき、職員の意に反する休職及び降給の事由等について定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。		
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	地方公務員法の規定に基づき、職員の意に反する休職及び降給の事由等に関し、必要な事項について定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。		
	その他			
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。		理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。		現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	